議案第90号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の給与に関する条例(昭和30年調布市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第16条第6項中「330」を「340」に改める。

第17条第2項中「90」を「95」に改め、同条第4項中「90」を「95」に、「42.5」を「45」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市職員の給与に関する条例(以下「改正後 の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例措置)

3 平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当に関する改正後の条例第 17条の規定の適用については、同条第2項中「95」とあるのは 「100」と、同条第4項中「95」とあるのは「100」と、「45」 とあるのは「47.5」とする。

(期末手当及び勤勉手当の内払)

4 この条例による改正前の調布市職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により平成29年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

(差額の支給)

- 5 平成29年12月1日を基準日とする期末手当として改正後の条例第 16条の規定により算定される額から改正前の条例第16条の規定により 算定される額を減じて得た額の支給に係る改正後の条例第16条第1項の 規定の適用については、同項中「30」とあるのは、「60」とする。
- 6 平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当として附則第3項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第17条の規定により算定される額から改正前の条例第17条の規定により算定される額を減じて得た額の支給に係る改正後の条例第17条第1項の規定の適用については、同項中「30」とあるのは、「60」とする。